

達令公示第15号

公示及び告示に関する達令の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

公示及び告示に関する達令の一部を改正する達令

公示及び告示に関する達令（1981年達令公示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付す。

第2項に見出しとして「(宗門法規の公示)」を付す。

第3条中「前条の宗門法規の公示は、」を「前条の公示は、」に改める。

第4条中「宗門法規の公示は」を「第2条の公示は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程（2006年達令公示第7号）第5条第2項に定める真宗大谷派（東本願寺）公式ウェブサイトへの掲載をもって、これに代えることができる。

第5条を削除し、第6条及び第7条を1条ずつ繰り上げる。

第5条に見出しとして「(達示の公示)」を付し、第2項を次のように改める。

2 前項の公示は、前条の規定を準用する。

第6条に見出しとして「(告示)」を加え、第3項を次のように改める。

3 第1項の告示は、第4条の規定を準用する。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。